

財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 八峰町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
781	2,792	220	3,794

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	6,533	6,302	232	230	187	7,627	基金繰入172
土地取得特別会計	33	32	1	1	-	-	
町営診療所特別会計	126	101	25	25	-	-	
一般会計等	6,650	6,392	258	256	-	7,627	

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
八峰町営簡易水道事業特別会計	226	195	31	31	34	1,014	424	
八峰町公共下水道事業特別会計	677	643	34	34	259	3,292	2,295	
八峰町農業集落排水事業特別会計	222	215	7	7	39	570	437	
八峰町漁業集落排水事業特別会計	146	145	2	2	16	486	206	
国民健康保健事業勘定特別会計	1,147	1,071	76	76	93	-	-	
老人保健特別会計	1,155	1,133	22	22	107	-	-	
介護保健事業勘定特別会計	885	775	110	110	117	-	-	
公営企業会計等 計				40		5,362	3,362	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(Δ-)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入金見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
秋田県市町村総合事務組合(一般会計)	16,751	16,445	306	306	1,718	-	-	
秋田県市町村総合事務組合(特別会計)	227	193	34	34	-	-	-	
秋田県市町村会館管理組合	145	131	13	13	-	-	-	
秋田県後期高齢者医療広域連合	974	952	23	23	-	-	-	
能代山本広域市町村圏組合(一般会計)	3,978	3,889	89	89	-	2,663	-	
能代山本広域市町村圏組合(企業会計)	671	616	55	55	-	15	-	
能代山本広域市町村圏組合(ふるさと会計)	6	5	1	1	-	-	-	
能代市山本郡養護老人ホーム組合	172	165	7	7	-	44	-	
一部事務組合等 計								

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
ハタハの里観光事業	16	15	60	-	-	-	-	-	
ボンボコ山	Δ 20	32	35	-	-	-	-	-	
峰浜培養	17	Δ 28	5	-	-	229	-	69	
秋田県町村土地開発公社	Δ 3	46	1	-	-	71	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			101			300		69	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		835	
減債基金		35	
その他充当可能基金		218	
充当可能基金 計		1,088	

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	6.54	6.74	0.20	Δ 15.00	Δ 20.00	八峰町営簡易水道事業特別会計		24.5	
連結実質赤字比率		14.17		Δ 20.00	Δ 40.00	八峰町公共下水道事業特別会計		68.7	
実質公債費比率	20.1	19.7	Δ 0.4	25.0	35.0	八峰町農業集落排水事業特別会計		130.7	
将来負担比率		103.5		350.0		八峰町漁業集落排水事業特別会計		58.2	
財政力指数	0.19	0.20	0.01						
経常収支比率	87.6	88.3	0.7						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(Δ-)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律Δ 20%である(公営競技は0%)。